

議案第 28 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 の規定に基づ
き、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月
1 日東京都知事許可）の一部を変更する。

（提案理由）

令和 6 年度及び令和 7 年度に係る関係区市町村の負担金の額に関し、
規約の一部を変更する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき提出
するものである。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。